

令和2年（2020年）5月18日
区民委員会資料
区民部戸籍住民課

マイナンバー通知カードの廃止に伴う取扱いについて

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴い、通知カードが廃止されることから、廃止後の通知カードの取扱いは、以下のとおりとなる。

記

- 1 施行日（通知カード廃止）
令和2年5月25日（月）
- 2 施行日以後のマイナンバーの通知
マイナンバーの通知は、個人番号通知書（マイナンバー、氏名、生年月日等が記載された書面）の送付により行う。
個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として使用できない。マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、マイナンバーカードの提示又は住民票の写し等の提出が必要になる。
- 3 施行日以後の通知カードの取扱い
通知カードの交付及び再交付は行わない。また、氏名、住所等に変更が生じた際に通知カードの記載の変更は行わない。
なお、施行日前に通知カードの交付を受けた者については、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できる。
- 4 中野区事務手数料条例の一部改正
通知カードの再交付に係る規定を整備する。
- 5 今後のスケジュール
令和2年5月 区民委員会報告
ホームページ等による周知
6月 第2回定例会に中野区事務手数料条例の一部改正条例案の提出